

「琵琶湖の総合的な保全のための計画検討調査委員会」

1. 設立趣旨

琵琶湖は、日本最大の湖であり、約 400 万年といわれる世界で第 3 番目の歴史をもつ古代湖として豊かな生態系を有し、その水は琵琶湖・淀川流域を中心に圏域約 1,400 万人に利用されており、その目的は、上水、工業用水、農業用水、発電用水など幅広く、流域内にとどまらず近畿圏の社会・経済活動を支える源となっています。

琵琶湖の総合保全については、「健全な琵琶湖の次世代への継承」を基本理念に平成 11 年 3 月に関係省庁が共同で取りまとめた「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」（以後「平成 11 年計画調査」と言う。）に基づき、関係省庁、関係自治体等の協力のもと、総合保全のための事業及び連携の取組を推進しています。平成 11～32 年の計画期間のうち、平成 11～22 年度を第 1 期、平成 23～32 年度を第 2 期計画期間として、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等に関し段階的に目標、施策の達成を目指しているところです。

平成 23 年度からの第 2 期計画期間の開始が迫る中、平成 21 年度に取りまとめた「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査第 1 期計画期間の点検結果」を踏まえ、「平成 11 年計画調査」で取りまとめた第 2 期計画期間の目標・取組の見直し、PDCA サイクルの実施のための指標等について検討を行うにあたり、琵琶湖特有の問題を踏まえた上で、客観的かつ幅広い視点から専門的知識に基づいて、ご教授いただくことが必要となることから、学識経験者等からなる委員会を設置するものです。

2. 委員会の活動内容

委員会は、以下の事項について、助言を行うものとします。

- (ア) 第 2 期計画期間における琵琶湖を取り巻く環境変化に関する事項
- (イ) 第 2 期計画期間の目標・取組に関する事項
- (ウ) PDCA サイクル実施のための指標に関する事項
- (エ) その他 計画の検討に必要な事項